

大和市告示第181号

大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「さがみロボット産業特区」における本市の生活支援ロボット関連産業の振興を図るため、生活支援ロボットの研究開発に要する経費に対し、補助金を交付することに関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ロボット センサー、知能・制御系及び駆動系の要素を有する知能化した機械システムをいう。
- (2) 神奈川版オープンイノベーション 生活支援ロボットを研究開発テーマとして、県内の企業、大学等が幅広く参加し、各機関が有する資源を最適に組み合わせて、当該生活支援ロボットを最短期間で商品化させるための神奈川県の実施計画をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす中小企業者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- (2) 本市の市税等に滞納がないこと。ただし、滞納があっても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者は、この限りでない。
- (3) 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと（中小企業者が法人である場合は、当該法人の役員に暴力団員がいないことを含む。）。
- (4) 神奈川版オープンイノベーションに参加し、かつ、応用開発ステージ等で採用された技術等を持つこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、生活支援ロボットの研究開発（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、当該年度内に補助対象者が支払った次に掲げる費用とする。

- (1) 調査研究費用
- (2) 実証実験費用
- (3) 原材料費用
- (4) 設計費用
- (5) 加工製造費用
- (6) その他市長が認めた費用

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、国、他の地方公共団体その他の公共団体、公共的団体若しくは本市から補助事業に係る他の補助金等の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた部分を補助の対象とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の3分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 照会同意書
- (3) 申請者の事業内容が確認できる書面
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、補助金の額を決定し、大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、その計画内容を変更しようとするときは、速やかに大和市生活支援ロボット研究開発促進事業計画

変更承認申請書に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるものについて、大和市生活支援ロボット研究開発促進事業計画変更承認通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(事業実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業年度が終了したときは、速やかに大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書の写し等補助対象経費の額を証する書類

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第10条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|-------|-------------------------------|------|
| 第1号様式 | 大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付申請書 | 第6条 |
| 第2号様式 | 事業計画書 | 第6条 |
| 第3号様式 | 収支予算書 | 第6条 |
| 第4号様式 | 照会同意書 | 第6条 |
| 第5号様式 | 大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金交付決定通知書 | 第7条 |
| 第6号様式 | 大和市生活支援ロボット研究開発促進事業計画変更承認申請書 | 第8条 |
| 第7号様式 | 大和市生活支援ロボット研究開発促進事業計画変更承認通知書 | 第8条 |
| 第8号様式 | 大和市生活支援ロボット研究開発促進事業補助金実績報告書 | 第9条 |
| 第9号様式 | 収支決算書 | 第9条 |